

本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(政令第二二〇九号)(厚生労働省)

一 児童福祉法施行令の一部改正関係

児童相談所の管轄区域に関する基準は、次のとおりとしたこととした。(第一条の三関係)

1 一又は二以上の市町村の区域であつて、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

2 児童相談所が児童虐待の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口が、基本としておおむね五〇万人以下であること。

3 管轄区域内における交通事情からみて、要保護児童の通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

二 地方自治法施行令の一部改正関係

指定都市が処理する児童福祉に関する事務について、所要の読替規定の整備を行うこととした。(第一七四条の二六第七項関係)

三 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二二〇号)

(農林水産省)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第七一号)の施行期日は、令和三年九月十五日とすることとした。

◇情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二二一号)(経済産業省)

1 情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験の受験手数料の額を改めることとした。(第三条関係)

2 この政令は、令和三年七月二六日から施行することとした。

御名御璽
令和三年七月二十一日

内閣総理大臣菅義偉

政

令

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

政令第二百九号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六百六十四号)第十二条第三項及び第五十九条の四第一項並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二の次に次の二条を加える。

第一条の三 法第十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)の区域であつて、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関(以下この号において「関係機関等」という。)とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

二 児童相談所が児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。第三条第一項第一号口において同じ。)の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口(最近の国勢調査の結果によるものとする。同号イ及びロ(2)において同じ。)が、基本としておおむね五十万人以下であること。

三 管轄区域内における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

第三条第一項第一号イ中「最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。」を削り、同号ロ(1)中「児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。(2)において同じ。」を削る。

第四十五条の三第八項中「第十二条第三項」を「第十二条第三項」に改め、「にかわらす」との下に「、第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「児童相談所と」とを加える。

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一百七十四条の二十六第七項中「第十二条第三項」を「第十二条第三項」に改め、「児童福祉法施行令」の下に「第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)の区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「指定都市の区域又は一若しくは二以上の当該指定都市の区(総合区を含む。)の区域であつて、児童相談所と」と、同令」を加える。

第一百七十四条の四十九の二第一項第四号中「及び第三項」を「、第二項及び第四項」に改める。

(附則)

1

この政令は、令和五年四月一日から施行する。
 (児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第六十二号)の一部を次のように改正する。)

- 附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第一条の三」を「第一条の四」に改める。
- 令和三年七月二十一日
- 内閣総理大臣 菅 義偉 厚生労働大臣 武田 良太 田村 憲久 総務大臣

御名 御璽

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

- 令和三年七月二十一日
- 内閣総理大臣 菅 義偉 厚生労働大臣 武田 良太 田村 憲久 総務大臣

御名 御璽

政令第二百十号

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定する。内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十八号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年九月十五日とする。

農林水産大臣 武田 良太
農林水産大臣 野上 浩太郎
内閣総理大臣 菅 義偉
内閣総理大臣 野上 浩太郎
内閣総理大臣 菅 義偉

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第十三条第一項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む)の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五千七百円」を「七千五百円」に改める。

(附則)

- 1 この政令は、令和三年七月二十六日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この政令の施行前に実施の公示がされた情報処理技術者試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料については、この政令による改正後の第三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

経済産業大臣 梶山 弘志
内閣総理大臣 菅 義偉

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

政令第二百十一号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十八号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 菅 義偉
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

府 令

○内閣府令第五十一号

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第七十一号)の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する内閣府令(昭和三十三年總理府令第十六号)の一部を次のように改正する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年總理府令第十六号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

(申請書の添付書類)	改	正	後	(申請書の添付書類)	改	正	前
第十一條 法第四条の二第三項(法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。	第十一條 同上			第十一條 同上			

〔一五 略〕

〔一五 同上〕